

児童虐待防止へ協定締結と専門職員の配置を計画

8月2日、児童虐待防止の取組を推進する一環として、区と区内3警察署（杉並・高井戸・荻窪）は、「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を締結し、特に虐待の初期段階における連携・協力体制を強化することとしました。

また来年4月には、保健センターの常勤保健師を増配置し、特定妊婦等への母子保健事業と連動した支援体制を強化し、児童虐待の未然防止につなげていくこととしました。

8月2日午後2時、杉並区役所において、区内3警察署の署長が出席し、協定の締結式が行われました。この協定では、児童虐待事案に迅速・的確に対応するための情報の共有及び児童の安全確保に関することや共有した情報の記録・管理及び保秘の徹底に関することなどが盛り込まれています。

杉並区では、全国で児童虐待による痛ましい事件が頻発する中、未就園児等のいる家庭を職員が訪問して、相談・支援を行う「子育て寄りそい訪問（ハロー！なみすけ訪問）」の実施のほか、子ども家庭支援センターの支援・強化（今年4月地域型子ども家庭支援センター（高円寺）の開設、子ども家庭支援センターの支援担当常勤職員の計画的な増員）等を進めてきました。



これらの取組に加えて、令和2年4月には、次のとおり保健センターの常勤保健師を増配置して、特定妊婦等への母子保健事業と連動した支援体制を強化し、児童虐待の未然防止等につなげていきます。

保健センターの常勤保健師の増配置（令和2年4月予定）の概略

- 地区担当3名：3所の保健センター（荻窪、高井戸、高円寺）に配置
- 調整担当5名：5所の保健センター（和泉、荻窪、上井草、高円寺、高井戸）に配置

本日の協定締結式で、田中良区長は「これを契機により一層、警察署との連携・協力を図り、かけがえのない子どもの命を守る立場から、児童虐待の未然防止の取り組みを進めていきたい。」とあいさつしました。

【問い合わせ先】

子ども家庭部子ども家庭支援担当 TEL 03-3312-2111（内線）1351
杉並保健所保健サービス課 TEL 03-3312-2111（内線）4526